

令和 7 年度 甲斐市カーシェア設備導入・運営事業仕様書

1 事業目的

甲斐市では、地球温暖化防止に向け、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に取り組むことを令和 2 年 7 月に宣言し、令和 5 年 4 月には、甲斐市の提案が脱炭素先行地域として採択され、国からの交付金を活用しながら、より加速的に二酸化炭素排出量の削減に向けた取組を進めることとしている。

本業務は脱炭素先行地域づくり事業のうちカーシェア設備の導入・運営を実施するものであり、市が率先して E V を導入・利用することで、市民の E V 購入への動機づけとして試乗的な役割を果たし、E V に対する理解を深め、普及促進を図ることを目的とする。

2 事業概要

(1) 契約方式

第三者所有方式

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から車両耐用年数（軽自動車 4 年、普通自動車 6 年）を経過した日以後における最初の 3 月 31 日まで。

普通充電設備は事業終了後に市へ所有権移転とする。

設備の導入は令和 8 年 2 月末までに行うこととする。

(3) 業務共通事項

- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）により実施されるものであるため、国実施要領の交付要件等に合致したものとする。
- ・ 契約後速やかに施設毎の現地調査を行った上で、設計（施工検討）を行うこと。
- ・ 施設毎に、使用機器提案書、施工検討の報告（施工検討報告書）、作業計画書及び試験計画書を作成し、本市の承諾を受けること。
- ・ 承諾を受けた施設より、施設内での作業の具体的な日程調整を施設管理者と行うこと。施設利用者への影響が少なくなるよう配慮した作業工程とすること。調整先については本市より提示する。
- ・ 施設内での作業においては、可能な作業は事前に実施し、時間短縮に努めること。
- ・ 現場施工について、作業計画書に従って施工管理業務を行い、作業の進捗状況について毎月初めに本市担当者へ書面報告をすること。
- ・ 作業後の正常性確認については、事前に本市と協議した上、作成した試験計画書に基づき確認を行うこと。

- ・ 作業完了後に施設毎の完成図書及び完成図を作成し、本市に提出すること。提出後に本市の確認を施設毎に受けること。
- ・ すべての対象施設の本市確認が完了した段階で当該業務の完了とする。業務完了後に本市の検査を受けること。
- ・ 設備設置後の保守及び維持管理等に係る計画書を作成し、本市に提出すること。提出後に本市の確認を受けること。
- ・ 施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の事務、施工管理及びその他の関連業務を実施する。
- ・ 発生した廃棄物等を適切に運搬・廃棄する。
- ・ 事業期間内における保守、維持管理及びその他関連業務を実施する。

(4) 契約料金

- ・ 市は、契約料金を使用料として受託者に支払う。
- ・ 令和 8 年 2 月末までに設備導入を行うこと。
- ・ カーシェアサービス開始日は令和 8 年 4 月 1 日を想定するが、両者協議の上で決定する。
- ・ 契約料金の支払いは、双方協議により決定することとする。
- ・ 契約料金には、設備の設計、設置、運用、維持管理、租税公課、金利等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。なお、行政財産の使用料は免除とするため、当該契約料金には含めないこと。
- ・ 契約料金は、原則、契約期間中において一定額とする。
- ・ 契約保証金は甲斐市財務規則第 163 条の規定によることとする。なお、同規則第 164 条第 1 項第 1 号から第 7 号に該当する場合は契約保証金は免除するものとする。

(5) 契約費用に含まれる事項及び費用

- ・ 本事業で導入する設備一式（設計、物品、工事）
- ・ カーシェアサービス運営費用（アプリ運営、利用サポート等）
- ・ 本事業の実施に係る検討、調査
- ・ 現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者
- ・ 保険（履行保証保険、動産総合保険、火災保険、損害賠償保険等）
- ・ 保守、サービス（自動車保険料（任意保険・自賠責保険）、法定点検、定期点検、部品交換、予防保全、緊急時対応、その他メンテナンス一式）
- ・ 電気自動車用充電設備に係るデータ収集、実績報告
- ・ 電気事業法に従う各種手続き（市が契約している各施設の電気主任技術者が行う手続きを含む）
- ・ 市が契約している各施設の電気主任技術者が行う次の費用（着工前後の手続き、工事中の立会い、試験立会い及び停電受電立会い等）

- ・ キュービクルに接続することに係る保安等の費用
- ・ 補助事業申請業務
- ・ 技術提案書作成から本契約に至るまでの費用
- ・ 消費税、自動車税及び自動車重量税
- ・ その他、本事業に必要な事項及び費用

3 事業内容

本事業にて要求する仕様を本章に示す。自ら行った提案を基に、本事業について、本市と合意した内容で実施するものとする。事業の実施については、必要な法的資格等を保有していること。

(1) 公共施設へのカーシェア設備の導入・運営

ア 設置場所

甲斐市役所竜王庁舎（山梨県甲斐市篠原 2610）

詳細は参考資料 1「位置図」のとおり。

イ 調達設備

電気自動車（普通自動車）：1 台

電気自動車（軽自動車）：1 台

普通充電設備：2 台

ウ 一般事項

- ① 本事業は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）により実施されるものであるため、交付対象メニュー（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙 1（2. ウ（セ）））の交付要件に合致したものとすること。
- ② 本事業は、平日に公用車として使用し、「甲斐市の休日进行を定める条例（平成 16 年条例第 2 号）」に規定する市の休日は地域住民等に有償又は無償にて貸し渡しするものであること。ただし、災害時においては市が公用車として使用し、車両の蓄電池を非常用電源として活用する（今後、市が導入する V2X 機器による活用を想定）。
- ③ 市民・民間事業者・観光客等とのシェアリングを実施するにあたり、車両の施錠・開錠や利用者用の予約管理、車両管理及び利用者情報管理等に係るカーシェアシステムを導入する。
- ④ 前項と連動した利用料金の精算に係るシステムを導入する。支払い方法はアプリ等によるシステム内での決済とし、現金ではなく電子マネーやクレジットカード決済等によるものとする。個人情報の取り扱いについては特に注意し、利用アプリ内等で同意を得るような仕組みとする。
- ⑤ カーシェアの周知・定着に向けた広報・PR 活動等を実施し、より多くの

市民、観光客及び周辺事業者等に向けた利用促進により、稼働率の向上に努めること。

- ⑥ カーシェアの利用回数、利用者数、車両の走行距離、稼働時間車両の走行距離、稼働時間、温室効果ガス排出量の削減効果の算出について、データの収集および分析を行い、市へ定期的に報告すること。
- ⑦ 車両の利用に係るトラブルや問合せ等に対する利用者へのサポート業務（24 時間 365 日）を行い、迅速に対応に当ること。
- ⑧ カーシェアサービス期間は、適切な保険に加入すること。任意保険については、利用者すべてを対象とした一般財団法人全国自治協会公有物件災害共済規約第 3 条第 2 号に掲げる自動車損害共済事業と同額以上の補償内容を含むものに加入すること。ただし、車両補償については、事業者において補償（1 事故につき時価額、車両免責 0 円）を行う場合、加入すべき保険の対象としない。
- ⑨ ドライブレコーダー（常時録画タイプかつ前後方録画可能）を備え付けること。
- ⑩ 車両の充電に関し、その後の車両予約状況や想定蓄電残量等の情報を基に、最適な充電を行うようなエネルギーマネジメントを行うこと。
- ⑪ 設備の取付方法は、メーカー基準に基づく提案とする。
- ⑫ 施工や不注意で施設等を傷つけた場合は、現状復旧を行うこと。
- ⑬ 設置される機器・部材等は、未使用品であること。
- ⑭ 本市担当者へ事前に使用機器提案書を提出の上、承諾を得ること。
- ⑮ 事業実施に当たり、トラブルや不具合等の発生時の市への報告連絡体制を整備すること。
- ⑯ 駐車場は対象のカーシェア車両以外は駐車できないよう工夫を施すこと。また、カーシェアサービスを提供していることが一目でわかるようになっていること。
- ⑰ 事業に係る電気料金（公用車分は除く）は受注者が負担すること。また、事業で使用した電気使用量を把握できるようにすること。
- ⑱ 事業により生じた利益は、受託者の利益として取扱うものとする。
- ⑲ 事業期間終了後について、電気自動車は受託者等の所有として引き上げ、普通充電設備及び付帯設備は市に無償譲渡する。他の設備については、市と協議すること。

エ 性能・構造 等

技術提案書に示した内容とする。

オ 充電設備設置に関する現地調査・設計

- ① 現地調査を行うにあたり、本市担当者及び施設担当者に事前連絡をするこ

と。

- ② 周辺環境や施設運営等を把握するとともに、配慮された設計とすること。
- ③ 現地調査後、施設毎に、使用機器提案書、施工検討報告書、作業計画書及び試験計画書を作成し、本市の承諾を受けること。
- ④ 作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者による施工とする。作業従事者の作業員名簿や資格の写しについては、作業計画書に添付すること。
- ⑤ 安全管理については、本市担当者及び施設担当者と十分に協議を行い、作業計画書に反映させること。安全確保に必要な措置については、受託者の負担にて行うこと。また、作業に伴い発生した施設に対する不具合や事故についても、受託者の負担にて行うこと。
- ⑥ 施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の事務事務、施工管理及びその他の関連業務、電気主任技術者の立ち会いなど、受注者の責において実施すること。また、費用負担についても受託者とする。
- ⑦ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、事前に本市担当者及び施設担当者と調整の上、作業計画書に反映させること。
- ⑧ 施工により発生した部材の処分方法について、作業計画書にて提出すること。
- ⑨ 停電等の運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に本市担当者及び施設担当者と調整すること。
- ⑩ 設置完了後の試験方法について、試験計画書にて提出すること。

カ 充電設備設置に関する現場施工

- ① 設置については、使用する機器メーカーの据付要領を準拠すること。また、上記以外の作業については、本市担当者と協議をし、施設運営に支障のない施工を行うこと。
- ② 設置に際して、壁など穴を開ける必要がある場合は、建物の構造が損なわれない位置や大きさとすること。また、雨水等の侵入のおそれがある箇所は防水処理を施し、状況によっては、化粧カバー等を用いるなど美観上にも配慮すること。
- ③ 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- ④ 作業完了後は、作業場所の清掃・整理を行うこと。
- ⑤ 作業に伴う電気の使用については、原則として、施設内のコンセントを使用できるが、電源コードリールに漏電対策を備えたものを使用し、施設側に対して 影響を及ぼさないように努めること。
- ⑥ 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業

範囲内として実施すること。

- ⑦ 受注者は、施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の事務、施工管理及びその他の関連業務は、受注者の責において実施すること。
- ⑧ アスベストが含まれる施設へ、配管サポート等で穴を開ける必要がある場合は、集塵機能付き電動工具を使用するなど、適切な作業方法にて作業を行うこと。
- ⑨ 受注者は、発生した廃棄物を適切に運搬・処分すること。

キ 維持管理（保守・点検）

- ① 車両について、定期点検、法定点検、車検整備など、安全走行に必要な点検及び修理を行う。定期的な車両の洗車、車内清掃等のメンテナンスを行う。また、冬季期間においてはスタッドレスタイヤへの換装を行う。なお、実施時期については市と協議すること。
- ② 充電設備について、事業者は市及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出する。さらに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行う。なお、毎年1回以上点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行い、報告書を市に提出するものとする。
- ③ 施設の既存の電気主任技術者とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、事業者は新たな電気主任技術者を用意する。
- ④ 事業者からの技術提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。
- ⑤ 設備に異常又は故障があり、施設に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行う。
- ⑥ 設備を設置した施設について、市が別途、施設の改修工事等を実施する際は、事業者は必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置を行うこと。また、設備の移設に伴う費用負担は、市が費用を負担する。その際に運転停止期間が生じても、契約期間の変更は行わないものとする。
- ⑦ 施設の維持管理上実施される点検や、災害等における設備の一時的な運転停止期間に関しては、事業期間に含むものとし、一時的な運転停止に伴う契約期間の延長は行わないものとする。
- ⑧ 事業期間中に施設の移譲や売却及び廃止等があり、引き続き設備が使用可能な場合は、同等の条件で事業を継続することを条件として事業者が移譲及び移設等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の施設を提示し、市が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については市と事業者

で協議のうえ定める。設備を使用しなくなった場合は、事業者が撤去及び廃棄を行いその費用は市が負担する。

- ⑨ 設置する設備に担保権を設定する場合には、担保権者である金融機関と担保権設定契約に当該設備の別事業者への承継について記載し、万が一倒産等があった場合でも事業が継続されるよう対応すること。
- ⑩ 事業者は、当該設備を設置した施設について、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を市に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。事業者は検証結果を毎年市に報告し、市はそれを確認する。
- ⑪ 事業者は、大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- ⑫ 災害発生後に停止又設備の損傷が判明した場合は、事業者は原則として保険の範囲内で速やかに復旧を行うこと。

4 提出書類

(1) 契約締結時の提出書類

- ・ 契約書
- ・ 着手届（任意様式）
- ・ 配置業務責任者届出書（任意様式）

(2) 契約以後の提出書類

- ・ 使用機器提案書（任意様式）
- ・ 施工検討報告書（任意様式）
- ・ 作業計画書（任意様式）
- ・ 試験計画書（任意様式）
- ・ 作業月報及び作業工程表（月間）（任意様式）
- ・ 完了届
- ・ 保守及び維持管理に係る計画書（任意様式）

(3) 該当する場合のみ

- ・ 委託（変更）承諾申請書
- ・ 暴力団等排除に関する誓約書（再委託契約の受託者用）

※事業の一部を第三者に委託する場合。

5 完成図書及び完成図

設置完了後に以下の書類等を施設毎に作成し、本市に提出するものとする。提出については、原則として電子データをメディア媒体に記録したものにより提出とす

るが、一部※印については書面による提出も併せて行うこと。

(1) 完成図書（データ 1 部、紙資料各施設単位で 2 部提出）

- ・ ※社内検査報告書
- ・ 絶縁測定結果及び試験成績表
- ・ 産業廃棄物処理委託契約書の写し
- ・ 産業廃棄物運搬業許可書及び産業廃棄物処分業許可証の写し
- ・ 産業廃棄物管理票の写し（電子マニフェストも可）
- ・ 鉄筋調査、PCB 及びアスベスト含有に関する報告書
- ・ ※施工写真（データ提出は完全版とし、書類提出はダイジェスト版とする）
- ・ 打合せ記録
- ・ 作業月報及び作業工程表（月間）
- ・ 関係法令に基づく 届出書の写し
- ・ ※機器取扱説明書
- ・ ※保証書
- ・ ※施工体制表及び連絡体制表

(2) 完成図（データ 1 部、紙資料各施設単位で 2 部提出）

- ・ 施工図（JW-CAD データ及び PDF データ）
- ・ 完成図（JW-CAD データ及び PDF データ）

6 仕様の変更等

- (1) 市は、やむを得ない事情により仕様を変更する場合には、受託者の承認を得ること。
- (2) 仕様書の内容に疑義が生じた場合及び記載されていない事項が生じた場合は、市と受託者が協議して定めた上、受託者は市の指示に従うこと。

7 その他（特記事項）

- (1) 設置完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があったとして、市より連絡を受けた場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (2) 本事業は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (3) 受託者は、事業の実施にあたって、関係法令及び条例を遵守すること。
- (4) 受託者は、事業の実施にあたって、市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもとで進めること。
- (5) 受託者は、事業の進捗について、市に対して定期的に報告すること。
- (6) 本事業の成果物は、市と受託者双方協議の上、履行期限前の必要に応じた時期に早期に提出する場合があるものとする。

- (7) 受託者は、本事業の全部を第三者に委託してはならない。
- (8) 受託者は、本事業の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (9) 受託者は、本事業の履行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。本契約期間終了後においても同様とする。
- (10) 参加時に提出した事業実施体制は原則として変更できないこと。ただし技術者の退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者、実施体制であることについて市の了解を得なければならない。